

## 1 伊東聖母幼稚園の新制度移行について

子ども子育て支援法第27条及び子育て支援法施行規則第29条の規定に基づき、伊東聖母幼稚園から特定教育・保育施設確認申請書の提出があり、同法第34条及び伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を満たす施設として認められるため受理しました。事業開始に伴い特定教育・保育施設として、園児数や職員の配置状況による施設型給付費を支給します。また、同園の幼稚園保育料は市が定めた市民税所得割額に応じた額となります。

- (1) 事業開始日 平成30年4月1日
- (2) 利用定員 25人（3歳8人・4歳8人・5歳9人）

## 2 幼稚園の休園について

- (1) 実施園 富戸幼稚園
- (2) 実施日 平成30年4月1日
- (3) 理由 平成30年度の園児見込み数が8人となり、集団保育の確保が難しく、また、就業形態の変化等により保育園を選択する保護者の増加や出生数の減少により、今後も園児数の増加が望めないため。